

マイナンバーの確認と本人確認に必要なもの

マイナンバーの記入をいただく場合は、受診者のマイナンバーおよび申請者の身元（本人）確認のため、次の書類をご持参の上、各区保健福祉センターの窓口でご提示をお願いします。

(1) 患者さんご本人が窓口で申請する場合

患者さんの身元（実存）確認	患者さんの番号確認
<p>以下の書類の場合は一つをご持参ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（原本） ・運転免許証（原本） ・運転経歴証明書（原本） ・旅券（原本） ・身体障がい者手帳（原本） ・精神障がい者保健福祉手帳（原本） ・療育手帳（原本） ・在留カード（原本） ・特別永住者証明書（原本） <p>以下の書類の場合は二つをご持参ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給者証（難病）（原本） ・受給者証（小児慢性特定疾病）（原本） ・年金手帳（原本） ・児童扶養手当証書（原本） ・特別児童扶養手当証書（原本） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（原本） ・通知カード（原本）※¹ ・マイナンバーが記載された住民票（原本）

(2) 保護者が窓口で申請する場合

保護者の身元（実存）確認	保護者の番号確認	患者さんの番号確認
<p>以下の書類の場合は一つをご持参ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（原本） ・運転免許証（原本） ・運転経歴証明書（原本） ・旅券（原本） ・身体障がい者手帳（原本） ・精神障がい者保健福祉手帳（原本） ・療育手帳（原本） ・在留カード（原本） ・特別永住者証明書（原本） <p>以下の書類の場合は二つをご持参ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳（原本） ・児童扶養手当証書（原本） ・特別児童扶養手当証書（原本） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（原本） ・通知カード※¹（原本） ・マイナンバーが記載された住民票（原本） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（写し可） ・通知カード※¹（写し可） ・マイナンバーが記載された住民票（写し可）

(3) 代理人が窓口で申請する場合

代理人の確認	代理人の身元（実存）確認	患者さんの番号確認
<p>任意代理人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書に委任欄の記入が必要です。 	<p>以下の書類の場合は一つをご持参ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（原本） ・運転免許証（原本） ・運転経歴証明書（原本） ・旅券（原本） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（写し可） ・通知カード（写し可）※¹ ・マイナンバーが記載された住民票（写し可）

<p>法定代理人の場合 代理人であることが確認 できる次のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本（原本） ・登記事項証明書（原本） ・裁判所の決定通知（原本） 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳（原本） ・精神障がい者保健福祉手帳 （原本） ・療育手帳（原本） ・在留カード（原本） ・特別永住者証明書（原本） <p>以下の書類の場合は二つをご 持参ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳（原本） ・児童扶養手当証書（原本） ・特別児童扶養手当証書 （原本） 	
---	---	--

※¹ デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）時点で交付されている通知カードで、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続がとられている場合に限り、利用可能。